

# 令和 8 年度

## 「額田中学校いじめ防止基本方針」

- 1 いじめ防止についての基本的な考え方
- 2 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織
- 3 今年度の基本方針
  - (1) 昨年度のいじめの実態から明らかになった課題
  - (2) 課題を解消するための今年度の取組
- 4 学校の取組に対する検証・見直し
- 5 いじめ防止に関する年間計画

## 学校いじめ防止基本方針

### 1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されない行為である。どの学校でも起こり得る問題であり、どの生徒もいじめの被害者にも加害者にもなり得ることから、すべての生徒に関わる問題である。このため学校の教育活動全体を通じ「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、生徒の自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを推進していく。

#### (いじめの定義)

生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 2 いじめ防止・いじめ問題対策に関する組織

- ①いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力して指導する。
- ②非行、長期欠席、いじめなど生徒指導上の問題について定期的に情報交換をして共通理解を図り、対策を考える機会を設ける。（校内生徒指導委員会、毎月行われる職員会議）
- ③学級・学年だけで問題を抱え込まず、学校全体で対応をする。
- ④校内いじめ対策委員会は、校内生徒指導委員会で行うだけでなく、いじめが起きたとき（疑いがある場合も含む）に即時的に開催する。

<構成員>校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主事、  
学年主任、該当学年担当、養護教諭、いじめ長期欠席担当、  
特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー

### 3 今年度の基本方針

#### (1) 昨年度の実態から明らかになった課題

- ①相手に自分の思いを伝えることや、相手の思いを感じ取ることがうまくできず、「悪口」や「陰口」という形で攻撃してしまう事例があった。
- ②SNS上のやり取りの中で、中傷する書き込みをしてしまう事例があった。
- ③他人の物を盗んだり、隠したりする事例があった。

#### (2) 課題を解消するための今年度の取組

- ①グループや集団における自分自身の存在感や有用感を感じ、「自信」と「安心」を感じながら生活できること。また、友達一人一人の性格や考え方が違うことを受け入れ、認め合える関係づくりを目指す取組を以下のように充実させる。

#### 【具体的な取組】

- ・CRS学習（チーム学習）を授業の中心に据え、お互いに考えを伝えたり、聞いたりする活動を設ける。
- ・特活や道徳の授業で、自分のよさに気付いたり、お互いの存在を認め合ったりすることができる活動を取り入れる。

- ② SNSトラブルが自分事として考えられるような情報モラル教育を行っていくことが大切である。また、今後は保護者の理解や協力を得ながら進めていくことも必要不可欠であり、SNSにおけるいじめやトラブルを未然防止するために、以下の取組を行っていく。

**【具体的な取組】**

- ・ 特活や道德の授業、集会など、様々な機会情報モラルに関する内容を取り上げ、自分事として考えられるようにする。
- ・ 「スマホ・ケータイ安全教室」等を行い、トラブル事例をもとに生徒に考える活動を行い、家庭でのルール等について親子で話し合うきっかけとする。
- ・ 学年懇談会等で具体的な事例を取り上げ、保護者にも注意喚起を行い、協力体制を整える。

- ③ 日常生活の中で、生徒の変化や悩みに気づくことが重要である。そのために、以下の取組を行っていく。

**【具体的な取組】**

- ・ 毎日の生活学習記録や年5回（1・2学期に2回、3学期に1回）実施する生活アンケートを活用し、生徒の悩み等を把握し、指導に生かす。
- ・ 生徒との面談は、学級担任だけでなく、必要に応じて学年担当や部活動顧問と連携して行う。
- ・ 学校以外の機関にも悩みを相談できるように、生徒や保護者に学校以外の相談窓口を紹介する。必要に応じてスクールカウンセラーや外部機関を活用し、第三者としての客観的な視点から、生徒に応じた具体的なアドバイスを受ける。

## 4 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるようにする。
- (2) いじめに関する調査や保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。
- (3) 年間計画の見直しを図る。（【資料1】参照）

## 5 いじめ防止に関する年間計画

月	いじめ・ 長期欠席対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との 連携	
4	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認 ○「生徒指導全体会①」で学校における生徒指導上の対応の共通理解	○相談室やS Cの生徒、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健教育(心と体の成長)	○いじめ防止に関するチラシの配布やHPの更新 ○PTA総会、学年懇談会での「学校いじめ基本方針」の説明 ○公開授業	
5		○「生徒指導全体会②」で心配な生徒の情報共有と対応方法協議 ○現職研修①「いじめ問題事例検討会」	○体育大会	○生活(いじめ)アンケート① ○担任との個人面談	
6		○情報共有・対応協議	○学校保健委員会	○Web Q Uの実施→検証(1回目) ○生活(いじめ)アンケート② ○担任との個人面談	○部活懇談会 ○学区健全育成協議会
7		○情報共有・対応協議	○情報モラル指導(ネットモラル)		○個別懇談会 ○いじめに関する保護者アンケートの配布① ○いじめ・命の相談窓口の案内 ○PTA主催のあいさつ運動
8					
9		○現職研修②「いじめ問題の解決への導き方」	○教育講演会	○身体測定 ○生活(いじめ)アンケート③ ○担任との個人面談	○公開授業 ○PTA主催のあいさつ運動
10		○情報共有・対応協議	○職場体験学習(2年)	○担任との個人面談	○健全育成協議会
11		○情報共有・対応協議	○文化祭・合唱コンクール	○生活(いじめ)アンケート④	
12		○情報共有・対応協議	○人権週間(道徳授業)		○個別懇談会 ○いじめに関する保護者アンケートの配布② ○保護者への学校評価アンケート
1		○情報共有・対応協議	○保健指導(命の大切さ)	○身体測定 ○生活(いじめ)アンケート⑤(3年) ○担任との個人面談(3年)	○個別懇談会(3年) ○健全育成協議会
2		○情報共有・対応協議	○立志の式	○Web Q Uの実施→検証(2回目)	
3		○学校関係者評価の結果を検証し、PDCAサイクルの手法を用いた「基本方針」の見直し ○情報共有・対応協議	○3年生を送る会	○生活(いじめ)アンケート⑥(1、2年対象) ○担任との個人面談(1、2年)	○いじめに関する保護者アンケートの配布③(1、2年) ○いじめ・命の相談窓口の案内
通年	○校内生徒指導委員会の実施 ○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○S Cによる相談 ○生活学習記録 ○部活動の様子 ○課題提出状況	○学校いじめ防止基本方針の提示(ホームページ)	